

神奈川相続手続代行センター

素人でもすぐ分かる！ 失敗しない相続の進め方

- ☑ 身内で**相続**が発生したが、進め方が分からない
- ☑ どんな**専門家**に相談したらよいか分からない
- ☑ **マイナスの財産**も相続しないといけないの？
- ☑ 相続する財産の**名義変更**はどうやって進めるの？

安心納得の相続はこちらから…

はじめに・・・

本小冊子をご覧いただき誠にありがとうございます。

本冊子では、**相続問題に直面されている方や事前に知っておきたい方**に向けて**極めて基本的、かつ実用的なポイントに絞って**お伝えさせていただきます。

相続についての間違った情報や理解が、ちまたで聞かれる事もありますが、**基本的に相続は民法のルールに則って進められる**事になります。

ですから、民法を知らないと、

受けられるべき利益を受けられなかったり、
また回避できるはずの損失を被ってしまったり、
という事が発生してしまうのです。



こうした話は、「**知ってるか」「知らないか**」の話でもあるのですが、事前に専門家に相談していれば回避出来た**もったいない失敗**が、たくさんあるのも事実です。

本小冊子は、ややこしい法律を覚えてもらうためではなく、**相続問題解決の流れと専門家を賢く使うポイント**についてお伝えしていきたいと思えます。

是非、うまくご活用いただきまして、近年多発している**“身内の相続トラブル”**を回避し、円滑な相続手続きの進行にお役立ていただければ幸いです。

神奈川相続手続代行センター

代表 山口 友宗

相続問題のサポーターとなる専門家を知ろう！

具体的な相続の進め方をお伝えする前に、相続問題のサポーターとなる専門家、国家資格者についてご説明したいと思います。

どの国家資格者が、どんなサービスやサポートをしてくれるのかを、ご存知ではない方も多いのではないのでしょうか。

各国家資格者の強みとその仕事を下記にまとめましたので、ご参考下さい。

国家資格	主要担当機関	強み・主要業務
行政書士	行政機関 (県庁・市役所・町役場)	◆公正証書・契約書作成 ◆遺産分割協議書の作成 ◆行政への届け出の代行
司法書士	法務局	◆不動産(土地・建物)の登記・名義変更 ◆法務局への登記代行
弁護士	裁判所	◆紛争やトラブルの調停・解決 ◆裁判所への申立て代行 ◆裁判での口頭弁論サポート
税理士	税務署	◆税務全般のサポート ◆税務署への申告代行

現実的な相続においては、遺産相続において裁判で争ったり、また相続税を納めたりというケースは、全体の10%にも満たないのが現実です。

まずは、身近な専門家に相談して、相続人の遺産分割協議、不動産等の名義変更など、何をいつまでにしなくてはいけないのかを正確に把握し、相続完了に向けて適正に進めていきましょう。

国家資格者をうまく活用して円滑に相続問題を解決しよう！

相続の開始 と 相続人

相続 についての認識は、「財産をもらう」とか「分ける」とか、実に様々であると思いますが、相続は民法で定められている非常に強いルールなのです。それは、私たちが望もうとも望まなくても、下記の事態に至ると、必ず相続を開始しなくてははいけないからです。



- ①. 被相続人が、死亡した場合
- ②. 被相続人が、失踪や行方不明となり7年間音信不通となった場合
- ③. 被相続人が、雪崩や飛行機事故などに巻き込まれて行方不明となった場合

※①の場合、行政への届け出が必要ですし、②③の場合は家庭裁判所による死亡の宣告が必要となります。

上記の①②③の場合に相続が開始されます。

この後は、**速やかに相続手続を進めていかなくてははいけません。**

相続が始まると、遺言書のある場合を除き、始めに**相続人**を確定させる必要があります。これは誰が被相続人の財産を受け継ぐかという事ですが、この相続人には、誰もがなれる訳ではありません。相続人になれるのは、被相続人の子・直系尊属(父母)・兄弟姉妹及び配偶者と法律で定められております。

相続人が確定すると、その後は、財産の分配方法を決める事となりますが、これも遺言書がある場合を除き、相続人全員での話し合いで決めることができます。

また、法律で定められている分配方法(**法定相続**)も可能ですし、被相続人の身の回りの方の世話をした方など、貢献の度合いの大きい方に多く配分する**寄与分**という考え方もあります。

相続開始後は、相続人同士で分配方法を確認しましょう！

知らなかったでは済まされない相続方法

相続は、“お金持ちにしか関係の無い話”と思っている方も少なくありませんが、残念ながらそうした方が相続で失敗してしまう方の典型なのです。

前ページのように、相続や相続人は法律で、決まっているため、必ず生じてしまいます。しかし、被相続人が、借金などの負の財産を残して亡くなってしまう場合も少なくありません。ですから、相続問題を放置してしまうと、相続人は負の財産も引き取らなくてははいけなくなるケースも出てきてしまいます。

ここでは、3つの相続方法についてお伝えします。

単純相続

- ◆相続人が被相続人の財産をそのまま相続すること。
- ◆被相続人の財産をすべて承継し、責任を負うこととなります。

限定承認

- ◆マイナスの財産をプラスの財産で、相殺した残余財を相続すること。
- ◆3ヶ月以内に相続人全員で家庭裁判所に限定承認の申立てをする必要があります。

相続放棄

- ◆プラスもマイナスも含めて、相続財産をすべて放棄すること。
- ◆3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申立ての必要があります。

そして、この3つを見ていただければ、分かるように負の財産が抜けていたら、、、それは大変な事になりますし、反対に隠し財産で広大な土地があっても、莫大な相続税が降りかかって来てしまいかねません。

つまり、被相続人の財産をきちんと調査をする事が非常に重要となります。

基本的に相続は、遺言書がある場合を除き、相続人全員での意見の一致のもとで行う必要があります。ですから、土地・建物等の不動産や自動車、そして現預金や有価証券等をすべて確認したうえで、相続方法を確認していく流れとなります。

相続財産を把握し、相続方法を話し合いましょう！

円満な相続解決を実現する遺産分割協議書

相続財産と、その相続方法が確定したならば、最後に「誰が」「何を」相続するのか、話し合っ決めていく流れとなります。

法定相続であっても、「何を」相続するのか、決めなくてはなりません。

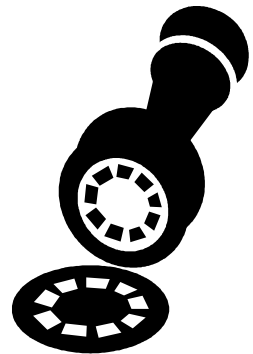
この中で、絶対に押さえていただきたいのが、**遺産分割協議書**の作成です。

これは、「誰が」「何を」相続するのかを正確に明記し、それに全員が合意した証として、全員の捺印(実印)をもって作成する正式な相続の書類となります。

遺産分割協議書を作成する事によって、後々で「言った」「言わない」など、身内の争いを避ける意味でも非常に重要となります。

また、この遺産分割協議書をもって**土地や建物などの不動産**や、**自動車などの動産の名義変更を進めることができます**。(反対に遺産分割協議書のような正式な書面が無ければ被相続人の財産の名義変更を進めることが出来ません)

遺産分割協議書のメリットを下記にまとめてみましたので、ご確認ください。



- ①. 相続人全員の**捺印(実印)を持って作成するので正式な書類**として使える
- ②. 銀行貯金や有価証券(株式など)、被相続人の**財産の名義変更が出来る**
- ③. 不動産(土地・建物)や動産(自動車など)の名義変更ができる
- ④. 相続税の申告の際に、証明書類として提出することが出来る

遺産分割協議書を作成し、名義変更へと進めよう！

相続の流れを把握しよう！

相続の開始

- ・被相続人の死亡によって相続が開始となります。
- ・死亡届を死亡診断書とともに行政に提出（7日以内）。

相続人の確認

- ・被相続人、相続人の戸籍謄本を取り寄せて確認します。

相続財産（負債） の調査・確認

- ・相続財産を確認します。また財産評価も行います。
- ・相続の方法（限定承認・相続放棄）を決めます

3ヶ月

相続放棄・ 限定承認の申立て

- ・被相続人の住所の家庭裁判所に申立てします。

遺産分割協議書 の作成

- ・相続人全員で遺産分割協議を行います。
- ・財産配分が決まったら、遺産分割協議書を作成します。

財産の名義変更へ

- ・遺産分割協議書をもとに、不動産（土地や建物）等の名義変更を進めていきます。

10ヶ月

- ・相続税が発生する場合、相続が発生してから10ヶ月以内に税務署に申告・納税します

※相続紛争となってしまった場合、裁判による問題解決の流れとなります。

**相続は決められた期間中に進める必要があります！
遺産分割協議書を作成して名義変更へと進めましょう！
行政書士は、遺産分割協議書の作成代行が可能です！**

※相続手続を進めていく中で紛争が発生した場合には提携弁護士を、相続税が発生する際には提携税理士をご紹介させていただきます。

さいごに・・・

最後まで、ご覧いただき誠にありがとうございます。

本小冊子において、相続の一部をカンタンにお伝えさせていただきましたが、相続には知らなかったでは済まされない煩雑な手続きが、あるため、身内の勝手な判断によって、失敗してしまうケースも多々発生している状況もあります。

ですから、まずは地域の専門家にご相談いただく事をお勧めいたします。
よくある失敗事例としては、下記のような点が挙げられます。

- ✓ **遺留分減殺請求**をするにも、**期間を過ぎてしまった為に泣き寝入り**に・・・
- ✓ **寄与分**について知らず、**法定相続**になってしまった・・・
- ✓ **遺産分割協議書**を作らなかった為、**名義変更**が出来ずに困った・・・
- ✓ **相続期間**が過ぎてから**専門家に質問**した為、**既に遅かった**・・・などなど

相続においては、財産を分割する過程において、親族内での意見の相違やちょっとした揉め事になってしまう事も少なくありません。

当センターでは、地域の専門家と協力し、ご相談者様の相続を円滑に進めていくお手伝いをさせていただいております。

どうぞ、お気軽にお問合せくださいませ。



神奈川相続手続代行センター

〒252-0303

神奈川県相模原市南区相模大野8丁目2番6号
第一島ビル403

お問合せ： **0120-918-849**

お手伝い内容：

- ◆相続相談(無料) ◆遺言書作成サポート
- ◆遺産分割協議書作成 ◆相続手続サポート
- ◆相続に関わる各種名義変更のサポート
- ◆相続全般におけるアドバイス

このFAX用紙をそのままご送信下さい

FAX : 042-703-4385

※ご興味のある内容に を入れて、FAXにてご送信下さい。

①相続問題で悩んでいるが、**進め方が分からない**。

→ **個別に相談したい（初回無料）**

②相続問題で**具体的に悩んでいる点がある**。

▼ご相談したい内容が明確な場合は、下記の項目に をつけて下さい。

- 金融機関の名義変更 遺留分減殺請求 相続人の調査
- 不動産の名義変更 寄与分や持ち戻し 遺言書について
- 遺品の整理について 相続不動産の評価減について
- ご自身の相続対策について 他人に言えない悩みについて・・・など

→ **まずは相談したい**

→ **期限があり、すぐに依頼したい**

【ご記入欄】

お名前			お電話		
被相続人との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 子供	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹		
	<input type="checkbox"/> 父母	<input type="checkbox"/> 甥姪	<input type="checkbox"/> その他		
ご住所					
お電話しても良い時間帯	時～ 時	※具体的にある場合	月 日	時～ 時頃	
被相続人の亡くなった日	月 日	※ご紹介者がいらっしゃれば、お名前を	様		

※お申込み用紙に記載されたお客様の情報は、相続に関わる当事務所業務に使用するほか、法令で定める場合を除き、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。